きららホールの利用料金の減免対象年齢が変わります

伊丹市が策定した「伊丹市受益者負担に関する考え方」※1に基づき、きららホール（伊丹市立北部学習センター）の利用料金の減免対象年齢が変わります。
なお、既存の減免対象利用者の急激な負担増加に配慮し、経過措置を設けて減免対象を段階的に引き上げる改定となっています。
何卒ご理解いただきますとともに、引き続きご利用いただきますようよろしくお願いします。

変更日　令和9年(2027年)4月1日

変更の概要　変更前）減免対象年齢60歳以上
　　変更後）減免対象年齢65歳以上（経過措置あり）

経過措置について

令和9年(2027年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日までの間は、昭和42年(1967年)3月31日以前に生まれた方(令和9年4月1日時点で60歳以上の方)は引き続き減免の対象となります。

※経過措置のイメージ

期間	減免対象となる方
令和9年3月31日まで	60歳以上
令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで	昭和42年3月31日以前に生まれた方 ＊経過措置
令和14年4月1日から	65歳以上

※1「受益者負担の適正化について」の詳細は
伊丹市ホームページの財政基盤部経営企画課のページをご覧ください